

目標設定の基本的な考え方

(1) 国の基本方針に示された目標設定の考え方

①住民の健康の保持の推進に関する目標	
特定健康診査の実施率	令和 11 年度において実施率 70%以上
特定保健指導の実施率	令和 11 年度において実施率 45%以上
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	令和 11 年度時点の該当者及び予備群の減少率 25%以上 (対平成 20 年度比)
たばこ対策	禁煙の普及啓発施策に関する目標
予防接種	予防接種の普及啓発施策に関する目標
生活習慣病等の重症化予防の推進	市町村や保険者等、医療関係者等との連携を図りながら行う糖尿病重症化予防の取組や、高齢者の特性に応じた重症化予防の取組の推進に関する目標
(新) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進	広域連合と市町村による一体的実施の推進に関する目標
その他予防・健康づくりの推進	生活習慣に関する正しい知識の普及啓発、住民に対する予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組、がん検診、肝炎ウイルス検診等の特定健康診査以外の健診・検診に関する目標

②医療の効率的な提供に関する目標

(一部新) 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進	後発医薬品の数量ベースの使用割合が 80%に達していない場合は、可能な限り早期に 80%以上に到達 (新たな政府目標を踏まえ、令和 6 年度に設定。) 令和 11 年度末までに、バイオ後続品に成分ベースで 80%以上置き換わった成分数が全体の 60%以上に到達
医薬品の適正使用の推進	適切な投薬に関する普及啓発や保険者等による医療機関及び薬局と連携した服薬状況の確認及び併用禁忌の防止の取組の実施等、複数種類の医薬品の投与の適正化に関する目標
(新) 医療資源の効果的・効率的な活用	効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療や、医療資源の投入量に地域差がある医療について、個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があることに留意しつつ、地域ごとの関係者が地域の実情を把握するとともに、医療資源の効果的かつ効率的な活用に向けて必要な取組について検討し、実施していくための目標
(新) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進	市町村の在宅医療・介護連携推進事業への後方支援、広域調整等の支援に関する目標

(2) 大阪府における目標設定の考え方

本計画における目標設定にあたっては、国の基本方針に示された目標設定の考え方や第2章「第3期計画の進捗状況」及び第3章「大阪府の医療費や受領行動の地域差の現状と課題」を踏まえ、府としてめざすべき目標を定めます。

(3) 施策の柱と目標

① 住民の健康の保持の推進

② 医療の効率的な提供の推進

③ 健康医療情報の見える化とヘルスリテラシーの向上

① 住民の健康の保持の推進に関する目標

- ▼ 特定健康診査実施率：70%以上
- ▼ 特定保健指導実施率：45%以上
- ▼ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率：25%以上
- ▼ 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少
- ▼ 生活習慣による疾患（高血圧・糖尿病・脂質異常症）に係る未治療者の割合の減少
- ▼ 特定健康診査結果でのハイリスクへの医療アクセス率の増加
- ▼ 成人の喫煙率の減少、受動喫煙の機会を有する者の割合の減少
- ▼ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の増加
- ▼ 野菜摂取量の増加
- ▼ 運動習慣のある者の割合の増加
- ▼ 骨粗鬆症検診受診率の増加
- ▼ がん検診受診率の増加
- ▼ 歯科健診を受診した者の割合の増加、歯周病を有する者の割合の減少
- ▼ 予防接種の普及啓発の取組に関する目標
- ▼ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進に関する目標

② 医療の効果的な提供の推進に関する目標

- ▼ 回復期病床の割合の増加
- ▼ 在宅医療の充実に関する目標（訪問診療件数等）
- ▼ 人生会議の普及に関する目標
- ▼ 後発医薬品の使用割合：全国平均以上（令和6年度に改めて目標設定）
- ▼ バイオ後続品の使用割合：80%以上置き換わった成分数が全体の60%以上
- ▼ 地域フォーミュラリの取組に関する目標
- ▼ 服薬に関する知識の普及・啓発に関する目標
- ▼ 電子処方箋の普及促進に関する目標
- ▼ 医療資源の効果的・効率的な活用についての検討会の実施
- ▼ 在宅医療・介護連携のための支援に関する目標

③ 健康医療情報の見える化とヘルスリテラシーの向上

- ▼ 医療費や健康課題に対する分析と情報発信等、データヘルスの推進に関する目標
- ▼ 健康教育の強化等による府民のヘルスリテラシー向上に関する目標